

要求水準書正誤表

区分	正	誤
P6 II 2. (3) 1)イ	事務職員用更衣室（市職員、事業者職員は同室とすることも可能とする。）	事務職員用更衣室（市職員、事業者職員は同室とする。）
P12 II 4. (3) 2)オ⑤	削除	電氣的に水詮を制御する機器を導入した場合には、停電時に対応可能な手元バルブを設ける。
P29 III 8. (2) 2)カ	床（付帯施設は除く。）は1日1回以上、窓ガラス、足場を必要としない壁は月1回以上、足場が必要な天井、壁は長期休暇を利用して年3回以上清掃を行う。	床（付帯施設は除く。）は1日1回以上、天井、壁、窓ガラスは月1回以上、清掃を行う。
P33 IV 1. (2) 2)ア	開業する3ヶ月前	開業する2ヶ月前